

奈良市文化振興補助金交付要項

(趣旨)

第1条 奈良市の市民文化の振興を図り、もって本市の都市格の向上に寄与すると認められる自主的な文化事業に対し、奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。）以下規則という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付申請をすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、芸術文化活動を行っている団体で、市内を練習、成果発表等主たる活動の拠点とするものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は補助対象者が芸術の創造若しくは鑑賞又は文化水準の向上を図るとともに、奈良市に何らかの有益な効果をもたらす、奈良市内において実施する次に掲げる事業で、1会計年度内において1事業とする。

- (1) 活動成果の発表事業
- (2) 芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業
- (3) 文化講演会、セミナー、ワークショップ等の啓発、普及事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 奈良市の文化振興に寄与しない事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 学術的な会合や学会に類する事業
- (6) 一般市民が入場、見学等できない事業
- (7) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- (8) 市から資金援助を受けている団体が行う事業
- (9) その他第1条の趣旨に照らし市長が不適当と認める事業

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

会場・舞台費、出演料・謝金・人件費、旅費交通費、音楽・文芸費、通信運搬

費、印刷・宣伝費、記録費、その他市長が必要と認める経費

(2) 補助額

予算の範囲内で、事業に要する補助対象経費の3割または50万円を限度として補助するものとする。

(補助の申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、文化振興補助金審査申込書(別記様式A)に必要な書類を添えて、市長が定める申込受付期間内に提出しなければならない。

(補助の決定、補助の可否及び交付予定額)

第6条 市長は、申込受付期間終了後速やかに必要書類を調整し奈良市文化振興補助金審査委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

2 委員会は、前項の書類の内容を公開審査のうえ申込のあった事業の補助の可否及び交付予定額を市長に報告するものとする。

3 市長は、委員会の答申を受け、補助金交付の候補者として、委員会の報告後30日以内に申込者に通知するものとする。

(審査基準)

第7条 委員会は、前条の審査にあたっては次に掲げる審査基準を考慮するものとする。

(1) 実現性

(2) 公益性

(3) 芸術性

(4) 奈良らしさ

2 前項第1号から第3号までの項目については、各委員の採点の合計点が各項目の配点の合計点の半数を超えることを補助金交付の要件とする。

(補助金予算額の決定)

第8条 市長は、補助金交付の候補者に、予算の議決後、審査結果を基に決定された補助金の予算額を通知するとともに必要書類を送付するものとする。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要項は平成 年 月 日から施行する。